

第2問 答案用紙< 2 >  
(租税法)

(貸倒損失及び貸倒引当金について)	加算すべき金額	減算すべき金額
(1)の事項	( 6,000,000 )	( )
(2)の事項	( 6,500,000 )	( )
(3)の事項	( 20,000,000 )	( )
(4)～(6)の事項	( )	( 132,400 )
合計	32,500,000	132,400
貸倒実績率	0.0136	
繰入限度額	33,782,400	

(交際費等について)	加算すべき金額	減算すべき金額
合計	500,000	

(交換について)	加算すべき金額	減算すべき金額
土地	( 4,920,000 )	( )
建物	( 3,080,575 )	( )
合計	8,000,575	

(借地権について)	加算すべき金額	減算すべき金額
(1)の事項	( )	( 8,000,000 )
(2)の事項	( 3,500,000 )	( )
合計	3,500,000	8,000,000

法人税額の計算

課税所得金額	1,082,479,000
法人税額	324,743,700
所得税額控除額	111,500
中間申告分の法人税額	152,000,000
納付すべき法人税額	172,632,200